

複写権問題に関する課題

現在、複写権において問題となっているのは学術情報である。言うまでもなく学術研究は、過去の業績の積み上げであり、これを支えるのが学術情報の流通である。

学術情報の生産者でもある研究者は、学術情報の積極的な流通を望んでいる。特に、STM系の情報において利用者にとって必要なことは、迅速で容易に過去の成果が手に入ることである。

著作権制度の目的は、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」(著作権法第1条)である。つまり、著作権者の利益を保護すると同時に、その公正な利用が促進されることが必要である。したがって、過度な権利者の経済的な保護は、反対に研究者としての著作者が望んでいる情報の流通を阻害することにもなる。

利用者が学術情報を利用したいとき、現状では問題無くそれが流通できる環境が整備されているとは言えない。こうした環境の中でDB産業が介在し、文献複写によって優れた学術情報の流通を促進し、結果として学術の振興に貢献しているのである。

このように複写権の問題は、一部の出版社や権利者だけの利害で考える問題ではなく、学術情報の流通に関わる全体の問題である。

このような状況下で現在、以下のものが複写権に関わる課題としてあげられる。

1. 高額な複写利用料および複雑な利用料体系。 公正な複写利用料および利用料体系の簡素化が必要。
 - ・ JRRC (社内利用): 2円/頁
 - ・ ACCS (国内文献の社外提供): 10円/頁
 - ・ ACCS (CCC著作物の社外提供): 50円/頁
 - ・ JCLS (社外提供): 10~160円/頁、250~500円/論文
2. 実作業上困難な手続き。 利用者に負担の少ない処理方法が必要。
 - ・ ACCS (国内文献の社外提供): 複写のたびに出版社、出版物、頁数、部数等を記録し、四半期ごとに集計・支払い。
 - ・ ACCS (CCC著作物の社内利用): 包括許諾料金設定のため各社で5週間の実態調査。
 - ・ ACCS (CCC管理物の社外提供): 複写のたびに出版社、出版物、頁数、部数等を記録し、四半期ごとに集計・支払い。
 - ・ JCLS (社外提供): 複写のたびに出版社、出版物、頁数、部数等を記録し、毎月集計・支払い。
3. 複数の管理団体の併設により、利用者側の管理および処理が複雑化。国際的にも、管理対象出版物が不明確、複雑化し、複写権料および処理システムに関して大きな問題となることへの危惧。

複写に関わる管理団体を一本化し、海外の管理団体と双務協定が締結できる管理団体の整備が必要
4. 現管理団体においても、少なくとも管理著作物データの正確な公開と定期的なアップデートがなされること。
5. 電子化や公衆送信も含めた処理システム
6. 各種法律、そしてその趣旨と整合性のとれた文献提供の取扱い (図書館法、特許法、薬事法等)
7. 現在の管理団体で管理されていない、或いは、管理されているか否かも不明確な著作物に対する対応
8. 利用者側からの意見等の反映方法